

# 審 査 基 準

平成27年3月13日作成

法 令 名 : 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
根 拠 条 項 : 第59条第10項
処 分 の 概 要 : 運搬証明書の再交付
原権者(委任先) : 秋田県公安委員会
法 令 の 定 め : 核燃料物質等の運搬の届出等に関する内閣府令第6条(運搬証明書の再交付)
審 査 基 準 :
標 準 処 理 期 間 : 2日(行政庁の休日は含まない。)
申 請 先 : 申請書は、警察本部生活安全企画課窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先 : 警察本部生活安全企画課 営業指導支援係 (電話 018-863-1111 内 3053、3054)
備 考 :